

第1 利用権設定(経営受委託・移転及び転貸を除く)関係

設定区分	新規	再設定	解除条件
------	----	-----	------

公告年月日	年	月	日
-------	---	---	---

1 各筆明細

利用権の設定を受ける者の(A) 住所及び氏名又は名称 (借り手農家)	(住所) 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	(氏名又は名称)	電話番号(連絡先)
利用権を設定する者の(B) 住所及び氏名又は名称 (貸し手農家)	(住所) 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	(氏名又は名称) 土地所有者・共有名義代表・相続人代表者	電話番号(連絡先)



No.	利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権の設定等 に係る当事者間 の法的関係(E)	備考	事務局 確認欄			
	所在地			現況 地目	面積 ㎡	利用権の 種類	内容 (作目)	始期 年月日から	終期 年月日まで	賃借 期間				借賃 (10a当り)	賃貸の 支払方法	
	大字	字	地番													
1				田畑		賃貸権	水稲・茶	令和		令和		円	金納	賃貸借		<input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 確認
						使用賃借権								()		
2				田畑		賃貸権	水稲・茶	令和		令和		円	金納	賃貸借		<input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 確認
						使用賃借権								()		
3				田畑		賃貸権	水稲・茶	令和		令和		円	金納	賃貸借		<input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 確認
						使用賃借権								()		
4				田畑		賃貸権	水稲・茶	令和		令和		円	金納	賃貸借		<input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 確認
						使用賃借権								()		
5				田畑		賃貸権	水稲・茶	令和		令和		円	金納	賃貸借		<input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 確認
						使用賃借権								()		

- (1) この各筆明細は、利用権設定を受ける者ごとに別業とする。
- (2) (C)欄のは、大字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を()書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇㎡の内〇〇㎡と記載し当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田(水稲)、普通畑(ダイコン)、樹園地(みかん)農業用施設用地(畜産)又は開発後畑、開発後農業用施設用地等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間も併記する。「始期」「終期」は、「〇年〇月〇日から」「〇年〇月〇日まで」と記載する。「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の10a当り額を記載する。「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば毎年〇月〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (5) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がある場合備考欄にその旨を記載して、下欄に記入する。なお、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (6) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによってかえることができる。

利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)		確認の 種類
住所	氏名又は名称	
		<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>



2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額
利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 借賃の改定
この農用地利用集積計画を定めた後に、農地法第52条に基づく農業委員会が提供する借賃等の情報等の情報を勘案して、甲及び乙の出がかった場合には、甲及び乙の協議により借賃を改定することができる。

(4) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、あらかじめ市に協議したうえで、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(6) 修繕及び改良

甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(7) 租税公課の負担

甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(8) 目的物の返還

甲は、目的物の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限る。甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

乙は、乙により有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。乙は、乙による場合その他の法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、各目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲及び乙が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(10) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(11) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

(12) 解除条件付貸借の場合の追加事項

解除条件付（農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による）賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、別紙のとおりとする。